

(第一類 第十四號)

衆議院第一回議會予算委員會

令和二年二月二十一日(金曜日)委員長の指名で、  
次のとおり分科会及び主査を選任した。

第一分科会(皇室費、国会、裁判所、会計検査  
院、内閣、内閣府、復興庁及び防衛省所管並び  
に他の分科会の所管以外の事項)

國務大臣	國務大臣 (内閣官房長官)	國務大臣 (復興大臣)	國務大臣 (防災担当)
山口	山本 幸三君	山本 渡辺	山本 駿
岡本	今井 雅人君	岡本 充功君	阿部 阿部
黒岩	小川 淳也君	黒岩 宇洋君	枝野 知子君
本多	小宮山泰子君	玉木雄一郎君	大西 健介君
杉本	玉木雄一郎君	本多 平直君	川内 博史君
和巳君	前原 誠司君	森山 浩行君	後藤 祐一君
	山尾志桜里君	太田 昌孝君	玄葉光一郎君
	濱村 進君	村上 史好君	辻元 清美君
	徹君	矢上 雅義君	馬淵 澄夫君
	森 遠藤 敬君	山井 和則君	村上 雅義君
	森 夏枝君	藤野 保史君	國重 徹君
	森 麻生	高市 早苗君	森 遠藤 敬君
	茂木 麻生	高市 早苗君	藤野 保史君
	萩生田光一君	森 麻生	高市 早苗君
	加藤 勝信君	茂木 麻生	高市 早苗君
	梶山 弘志君	梶山 弘志君	森 麻生
	赤羽 一嘉君	赤羽 一嘉君	茂木 麻生
	小泉進次郎君	河野 太郎君	萩生田光一君
		田中 和德君	加藤 勝信君
		武田 菴	梶山 弘志君
		武田 良太君	赤羽 一嘉君
		衛藤 晟一君	小泉進次郎君

國務大臣 (東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当)	財務副大臣 厚生労働大臣 厚生労働大臣政務官 (内閣法制局長官)	遠山 稻津 小島 近藤	清彦君 久君 敏文君 正春君	橋本 聖子君	北村 誠吾君
政府参考人 (人事院總裁)	政府特別補佐人 (人事院總裁)	大西 佐藤	一宮なほみ君		
政府参考人 (内閣官房内閣審議官)	政府参考人 (内閣官房日本経済再生総合事務局次長)	大西 佐藤	証史君		
政府参考人 (内閣官房国土強靭化推進室審議官)	政府参考人 (人事院事務総局給与局長)	宮崎 松尾恵美子君	祥一君		
政府参考人 (内閣府大臣官房長)	政府参考人 (内閣府大臣官房総括審議官)	菅家 大塚	秀人君		
政府参考人 (内閣府政策統括官)	政府参考人 (内閣府政策統括官)	渡邊 松尾恵美子君	幸寛君		
政府参考人 (内閣府子ども・子育て本部統括官)	政府参考人 (内閣府子ども・子育て本部統括官)	多田 青柳	明弘君		
政府参考人 (復興庁統括官)	政府参考人 (復興庁審議官)	鷗田 一郎君	裕光君		
政府参考人 (内閣省大臣官房長)	政府参考人 (内閣省大臣官房長)	小山 智君			
横田	奥	小山			
真二君	達雄君				

り、あるいは休業で収入が減っているよう働く人も出てきています。ですから、緊急融資などの中小企業の資金繰り支援、これは今もあるんですけれども、対前年度から売上げが減ったといううですけれども、ベンチャーレイは困るんですよ。去年の売上げが急速に伸びているところは、対前年度何%減つたら緊急融資が受けられますと言われても、ベンチャーレイは困るんです、これは。そういうことで融資を断られている事例が既に出ていますから、よく調べてください。そういう中小企業、特に地方の中小企業に対する資金繰りの支援。

それと、雇用調整助成金なんかを使って、どうしても仕事がなくなっているけれども、ある種、いわば、一部抱えなきやいけないというところにそこを柔軟に使うとか、やることはいっぱいありますから。

だから、ぜひ、甘い認識で雇用は改善していくよとかいうんじやなくて、現状あるいは少し先を見据えた緊急経済対策をぜひ講じてもらいたい。これは別に与党、野党関係ないですよ。我が国経済をともに守っていくこうという立場から私は申し上げていますから。

これはぜひ、できれば、今やっているこの本予算の組み替えをやつたり、組み替えはどうしても政府は受けられないのであれば第二次補正予算を組むとか。だって、東京都でも四百億の補正予算を組んでいるんでしょう。予備費で百五十三億円って、国がそれでどうするんですか。検査体制の充実だつても必要でしょう。どんどんどんなんやることはあるんですから、今みたいな甘い認識ではなくて、しっかりと予備的、予防的な追加の経済対策を講じるべきだと思いますが、總理、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 それは確かに建設的な御意見をいただいたと思います。我々もそういう緊張感を持って対応していかたい。

確かに、これぐらいインバウンドで大きな影響が出ますと、資金繰りの状況に困難を来す中小企

業、小規模事業者が出てくることが当然この事業者に対する対応も緊急にしていかたい、こう思つておりますが、先般成立した補正予算の早期執行に努めていく。経済の下押しリスクにこなつていていますし、CDCも世界的にもそういう影響が始まつていています。分析を出しています。ですから、ちょっと局面を変えて、やはり大胆な経済政策を打つべきだということを改めて申し上げたいと思います。

そしてまた、新型コロナウイルスへの対応については、予備費百三億円の使用を含む総額百五十三億円の緊急対応策、これが不十分であるということであれば、例えば、予備費ということであればまだ二千七百億円程度以上あるわけでございますから、緊急に対応していきたい、こう思つております。

そうしたことについて、今申し上げましたように、観光業など影響が出始めている産業への資金繰り支援など、第一弾として、当面緊急に措置すべき対応策を直ちに実行しているところでございますが、今委員がおつしやつたように、今の基準で手が届かないというところがあるかどうか、きちんと細かく対応するように経産省の方にも指示をしたい、このように考へています。

○麻生国務大臣 今のは当然の御質問なんだと思ふ。したがつて、しかも、それは大きな企業よ

りは小さな企業でして、観光業とかお土産屋さんとか、そういう話です。奈良県では鹿のエビ煎餅さんが一番問題と言われたけれども、そうなん

で、どう、現実問題として。したがつて、小口、だけれども数が多いという前提で、私どもは、国民金融公庫とかそういう金融庁が既に通達を置いておると思います。

○玉木委員 シンガポールは五千億規模の補正予

ます。香港は三千五百億程度ということなので、

我が国も予備費で百五十三億すぐやるのはいい

んですけど、そもそも世界的にもそういう影響に

が残っているのであれば、そういうところの、岡

崎では新しくできたもの、まだ使っていないところを打つべきだということを改めて申上げたい

と思います。

最後に、何といつても、検査の体制を充実させ

ることが私は必要だと思つていますし、やはりこれから一番心配なのは、たくさんの方が診療を受けたときベッドが足りなくなるんじやないの

か。診療体制の充実ということが必要です。

新型インフルエンザのときには、発熱病棟とかベッドを設けたりしてやつたんです。そのとき

に、緊急で、この一、二週間が勝負であれば、動

線を別にしてつくると書いていますけれども、建

築基準法の建築確認とか消防法の日々手続をする

とかということを求めるんですか。

新型インフルエンザ対策特別措置法では、そ

いつた建築基準法とか消防法の適用を抜いていま

す、全部。でも、今回、政府は特措法の適用をし

ないということで、新感染症にならないからと

言つていますけれども、でも、もしそれを適用しないんだつたら、新規立法したらいじやないですか。それぐらい一気にやろう。我々は協力しま

すよ、だから。

もう本当にこの二週間が勝負で、ちゃんとやらなければ、総理、新規立法をやつて足りないところを全部埋めぐらいいの、それぐらいの大胆な対応を政治が決めてやるべきだと思いますが、いかがですか。

○棚橋委員長 これにて枝野君、玉木君の質疑は終了いたしました。

次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

今、新型コロナウイルスの感染拡大によって国民の多くが不安を感じております。

政府は、昨日、基本方針を発表しました。この中で、患者、国民、医療機関に対してはさまざまなことを要請しております。医療機関に対しては、ベッドを確保るとか、いろいろ要求しているわけであります。

これだけ多くのことを患者や国民、医療機関に要請するのであれば、それにふさわしい財政措置が必要だというふうに思います。

ところが、現在審議されている二〇二〇年度予算案には、コロナ対策費は一円も計上されておりません。しかし、あらかじめ病床数を確保す

ません。また、政府の財政措置は、予備費百三億

す。

く実行していくことが可能、こう考えています。

と、ホテル側が言つたと答弁をされました。

円を含む総額百五十三億円にすぎない、こういう状態であります。

入院の医療については、感染者を受け入れるためのベッドの確保、マスクやゴーグル、防護服な

その上で、来年度予算については、現時点ではうした経費に直ちに不足が見込まれる状況ではありませんが、今後の影響についてもしっかりと配りしながら、注意深く対応していく所存でございます。

ところが、同日の夜、二月十七日の夜、ANA側が更に総理の答弁をひっくり返す証言をいたしました。ANA側、ホテル側は、一般論として答えたという説明でしたが、例外があつたとはお

す。その要請と比べても、この予算には一円もな  
い、対策費は百五十三億円、これは余りに少な過ぎるんじゃないでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 政府として、国民の不安をしつかりと受けとめ、水際対策の強化や国内の検査体制や相談体制の充実、拡大といった蔓延防止策の徹底など、国民の命と健康を守ることを最優先に必要な対策をちゅうちょなく実施をしてきました。

そして、緊急搬送が必要な場合が起きてくる場合、そのための人員、車両、そして資器材の調達、これに対する支援も必要です。さらに、こうした器材は、医療機関だけでなく、介護施設などの高齢者施設に対しても緊急に提供すべきであります。

そして、もう一つの柱は、検査体制の確立であります。

先ほど来、繰り返し指摘されておりますけれども、我々は、これまでの延年共生、二三のことは、

○藤野委員 今の百五十三億円で可能と言一切たのは、私は驚きました。求められている対策ならすれば、その裏づけとなる予算が余りにも少い。今、野党でも、こうしたコロナ対策の議論を進めておりますけれども、抜本的な財政措置の充を求めたいと思います。

それに加えて、相談体制の充実や地域経済への影響、お詫びもありましたが、緊急のつなぎ融資、中小零細業者への雇用調整助成金の対象を拡大こうした対応についても政府に強く求めていきと

えしていない、そして、営業の秘密にかかるため、回答に含まれていないと申し上げた事実はないと言っているんですね。これも総理の答弁と完全に矛盾します。一番大事なところで総理の答弁と違うわけです。

そこで、総理にお聞きしますが、ANA側は、明細書は例外なく発行しているというんですね。これを書面で回答しております。もし総理が、いや、例外があつたんだと主張したいのであれば、総理がANA側から、安倍事務所だけに、安倍後援会だけに例外として明細書を発行して提示して

強化や雇用拡大の防止に加えまして、新規事業を始めとする地域の中小・小規模事業者への資金繰り支援や雇用調整助成金を活用した雇用対策など、第一弾として、当面緊急に措置すべき対応策を直ちに実行しているところであります。また、経済の下方リスクに備えて、先般策定した総合経済対策を着実に実施していくことで、経済全体へのインパクトに対応します。

のには、もうおなじで既に問題であります。アーティクルタタリ等、検査試験などの供給量を抜本的にふやしていく。大学や民間検査機関などの力を総動員して、国の責任で検査体制を抜本的に拡充していく。そして、医師が必要と判断した患者に対して速やかに検査を行えるようになります。やはり、検査の保険適用を急いでいくべきであります。そして、簡易検査キットの早期開発

いと思ひます。  
次に、桜を見る会についてお聞きします。  
一連の質疑をこの間聞いてまいりましたけれども、総理は同じことを繰り返すだけであります。説明責任を全く果たさうとしている。しかしながら、総理が問われているのは、政治資金規正法を反対する疑惑であり、今後、総理大臣はもとより、議員もやめなくてはいけないかもしれない、

おいませんでした。こう一筆ると、て国会に提出していただくしかないんじゃないんじやないでしようか。  
○安倍内閣総理大臣 二月十七日の予算委員会で  
私が答弁した内容については、辻元議員からの要  
請に基づき、全てホテル側に確認をとった上で、お  
答えをしたものであります。

○藤野委員 今いろいろやるとおっしゃつたその体制の整備を含め、国内企業等への影響に対しても順次必要な対応を迅速に実行していく考え方でござります。

総理、お聞きしますが、こうした対策を行なうためには、やはり財政措置がどうしても必要であります。しかも、準備段階から、民間の、そして公的な、両方の医療機関、そして大学のお力もかります。

ういう重大な疑惑だからであります。  
そこで、質問いたします。

メディアの取材結果についての御指摘ではあります、報道によれば、ホテル側は取材に対し、営業の秘密とは伝えなかつたが、個別案件については申し上げないということで、趣旨としては、営業の秘密と同じことを言つたつもりだつたと回

今、政府に求められているのは何か。一つの柱は、医療機関の受入れ体制の確立に向けた抜本的な支援の強化だと思います。

外来診療については、帰国者・接触者外来を持つ医療機関以外でも、感染者、これは疑いを含みますけれども、診察するために、一般患者とは別ルートの診察スペースを確保する必要がありま

そのためには、やはり、今、このまま一円も計上されていないこの予算を通すということではなくて、予算の組み替えを含めて、予算の修正が必要じゃないでしょうか。

明細書等は例外なく発行していると書面で回答しました。これは総理の答弁と明らかに矛盾するんですね。その後、総理は、A N A側に確認して、二月十七日、同日午後の質疑の中で、辻元議員にはあくまで一般論でお答えしたものであり、個別の案件については、営業の秘密にかかわるため、回答には含まれていないとのことであつた

答しているものと承知をしております。  
なお……(発言する者あり)  
**○棚橋委員長** ちょっと静かにしてください。御  
静粛に。

**○安倍内閣総理大臣** よろしいでしょうか。

して、議事録にも残されているところであり、しっかりと回答しているものと承知をしているところでございまして、また、報道によれば、ホテル側はお客様の情報はあくまでそのお客様とだけ共有するものだ、外部に出すことは一切ない旨、ホテル側が回答しているものと承知をしているところでございます。

また、この報道によりますと、主催者の相談に応じてホテル側は対応している、こう述べたところでございまして、一般論として答えたつもりだったが、それ以上に解釈されているとも語つていただ、こういうことでございます。

○藤野委員 総理が言うように、ホテルに全て確認したのであれば、ホテルが書面でこういう回答をしてくるはずがないんですよ。今お話を出ましたけれども、二月十八日には、自民党的坂本筆頭が安倍事務所に聞き取りを行って、理事会にペーパーを提出されました。

そこには、安倍事務所の初村秘書から、安倍事務所から全日空ホテルに確認したところ、辻元議員にはあくまで一般論でお答えをしたものであり、個別の案件については回答に含まれていないとの回答を得たと。つまり、このペーパーにも、営業の秘密にかかるという文言はないんですね。もし全て、総理がおっしゃるように、全て確認したとおっしゃるのであれば、このペーパーに、これもペーパーであります、営業の秘密という言葉がなぜ出てこない。大事な要素ですよ。全て確認していると言っているのに、これが抜けているわけであります。

結局、今も長々おっしゃいましたが、全部伝聞であり、全く書面がないわけです。ANA側も、事務所も、坂本筆頭が提出したこのペーパーも、書面なんです。そこには、総理が全て全てとおっしゃるその全てのうちの大重要な部分が抜け落ちているわけであります。例外なくとか営業の秘密という、まさにキーワードがないんですね。

ですから、もしそれがあると総理がおっしゃるなら、ANA側に書面で一筆書いてもらう、それ

を国会に提出していただく、これしかないんじや

ないです。

○棚橋委員長 ちょっとお待ちください。

今、藤野委員は、坂本筆頭がペーパーを出した

と言いますが、理事会にペーパーは出しておりま

せん。坂本筆頭は、あくまで口頭で申し上げただ

けです。そのところは誤解されませんよう。

○藤野委員 そのペーパーを私たちが書き取つて

おりますから。

○棚橋委員長 だから、ペーパーは出しています

よん、坂本さんは、口頭で物を言つただけです。

○藤野委員 ペーパーというか、そこは、ペー

パーがどうかという問題じゃなくて、実際の聞き

取りのあれですよ。聞き取りの中身です。

○棚橋委員長 いやいや、間違った質問ですか

ら、間違った前提をした質問。

○藤野委員 ちょっとと、今、あなたのはおかしい

よ。

○棚橋委員長 あなたがペーパーだと言つたんだ

しょ。坂本さんはペーパーを出していませんで

から。

○藤野委員 あなたのは議事妨害ですよ。質問妨

害してどうするんだ、委員長が。

○棚橋委員長 いやいや、質問 자체が間違つてい

るから、御指摘したんです。

○藤野委員 あなたのは議事妨害ですよ。質問妨

害してどうするんだ、委員長が。

○棚橋委員長 いやいや、質問 자체が間違つてい

るから、御指摘したんです。

○藤野委員 もういいです。間違つていません。

○藤野委員 も

ども、なぜ検察官は特別の定年制度があるのか。  
それは、戦前の反省に立った日本国憲法に由来する特殊性であります。

刑訴法の提案理由について、一九四八年五月二十八日、当時の鈴木国務大臣は衆議院の司法委員会でこう述べています。新憲法は各種の基本的人権の保障につきまして格段の注意を払つておるのあります。が、なかなか刑事手続に関しましては、我が国における従来の運用に鑑みまして、特に三十一条以下数条を割いて、極めて詳細な規定を設けておるのであります。なお、また新憲法は、第六章におきまして、司法権の独立を強化し、最高裁判所に違憲立法審査権や規則制定権を与えるとともに、その構成にも特別の配慮をいたしておるのであります。そのため新たに裁判所法や検察官法の制定が必要とされたのであります。

○森国務大臣　お尋ねについては、当時の鈴木国務大臣が、新憲法は、第六章におきまして、司法権の独立を強化し、最高裁判所に違憲立法審査権や規則制定権を与えるとともに、その構成にも特別の配慮をいたしているということで、その見解に変わりないものと承知をしております。

○藤野委員　つまり、検察官の職責の特殊性といふのは、まさに憲法に由来するわけですね。

ところが、けさの理事会で法務省から驚くべき文書が出てまいりました。先ほど枝野委員、玉木委員もお触れになりましたけれども、この資料の一枚目の下の方を見ますと、こういう記述があるんですね。「検察序法のいわば前身である裁判所構成法(明治二十三年法律第六号)」これが出てきて、この戦前の法律の趣旨が国公法の定年の趣旨と同じだという論立てで、それで今回も定年制度が適用できるんだ、こういう論立てなんです。

裁判所構成法というのは大日本帝国憲法下の法律であつて、大日本帝国憲法というのは、司法行政権は当時の行政府である司法大臣の監督下になつたんですね。三権分立なんて極めて不十分な、こうした法体系のもとにある裁判所構成法がここでなぜ持ち出されてきたのか。私は、手続も問題ですけれども、この論立て、この理屈そのものが大問題だと思います。

さに司法大臣は、この裁判所構成法を否定すると  
ころから入っているんですね。木村篤太郎大臣はこう始めております。従来裁  
判所構成法により、検察は、裁判所に附置された  
検事局の職員として検察事務を行つてきたのであ  
りますが、新憲法が司法権の独立につき深甚の  
考慮をいたしておることに鑑みますれば、今回檢  
察官法をつくるというふうに、こういう提案理由  
をしているわけです。

ミスター検察と呼ばれて、今回のこの法務省の  
文書にも出てきている伊藤栄樹さんという方。こ  
の人も、検察の職務の特殊性に鑑みこういう適用  
はないんだ、検察官は適用はないんだということ  
を、この大もとから引いてきているわけですね。  
まさに、戦後、日本国憲法のもとで、戦前の大日  
本帝国憲法のもとで起つたような人権侵害が二  
度と起らないよう、憲法に詳細な刑事手続の  
規定が置かれ、刑訴法もその趣旨が貫かれ、検察  
官法もその趣旨が貫かれている、戦後一貫した論  
理なんです。

きに、裁判所構成法なるものを持ち出してきた。本当にこれは許しがたいと思うんですね。結局、憲法のもとで積み上げられてきた今の解釈、人権保障、司法の独立、そのもとでの検察官の職責の特殊性、この論理を崩せないんです。この論理を崩せないから、戦前までさかのぼって、そのときの大日本帝国憲法の論理を持ち出して、それと一緒に、全くこれは通用しません。それほど無理筋な解釈だということになります。

総理にお聞きしますが、法の支配を担うべき法務省が、事もあろうに戦前の法律を持ち出して、最高法規である憲法を踏みにじっている。これは断じて許せません。この大もとにあるのは、一月三十一日の閣議決定です。これは撤回すべきじやありませんか。

○安倍内閣総理大臣 検察官の勤務延長に関しては、検察庁法を所管する法務省において適切に解

○森国務大臣　閣議決定については、勤務延長についての解釈の後の個別の人事の話でございますが、この勤務延長については、この趣旨について、ここで記載しておりますけれども、委員が先ほどお示しになつた趣旨に反するものではございませんで、勤務を延長するということが後進のために進路を開いて新進の者をしてその地位に進めようという趣旨は、今の国家公務員法の勤務延長の趣旨と同じでござります。

○藤野委員　いや、もう全くこれは成り立たないと思ひます。

戦後七十年にわたつて自民党政権が憲法上行使できないとしてきた集団的自衛権を一内閣の閣議決定で行使可能にした。そして、憲法違反の特定秘密保護法や共謀罪法も強行してきた。戦後、ど内の内閣もやつてこなかつた憲法破壊の政治をを強行し続けてきたのが安倍政権であります。

そのもとで、今回は検察のトップの人事にまで手をつけようとしている。それに本来であれば物を申すべき人事院や内閣法制局も、うそと偽り、こういうまさに究極のモラル破壊政治が起きております。総理を守るために、政権ぐるみ、官僚ぐるみでうそをつく、こんな政治は終わらせなければならぬ、このことを強く主張して、質問を終わります。

○棚橋委員長　これにて藤野君の質疑は終了いたしました。

次に、遠藤敬君。

○遠藤(敬)委員　日本維新の会の遠藤敬でござります。

きょうは、役職柄、なかなか予算委員会でも質疑の時間がないんですけれども、同僚の配慮もございまして、年に一度の質問をさせていただきました。冒頭、先ほど来より、るる新型コロナウイルスの議論がございました。我が党も、二月三日に加藤厚労大臣に要請を、要望に参りましたけれども、徹底した情報開示が今速やかに必要ではないかという要望もさせていただきました。

また、政府のみならず、先ほど来より議論がありましたように、政府、また議員、国民一丸となつて早期の収束を望む、また進めていかなければならないと思っておりますが、経済が非常に厳しいという議論もございました。

安倍総理にお伺いしますけれども、増税前ではございましたが、リーマン・ショック級の経済不況となれば増税を見送るというお話をございましたが、増税による個人消費の低迷とコロナショック、ダブルのパンチでリーマン級でないかと認識もございますが、すぐに全ての商品とサービスの軽減税率を適用し、実質減税を総理に御検討いただけないか、問いたいと思います。

○安倍内閣総理大臣　消費税引上げの影響については、今まで西村担当大臣から累次答弁をさせていただいたところでございますが、影響については、さまざまな対策によって、前回ほどの影響で